

第三次安城市都市計画マスタープランの部分見直しについて

1. 都市計画マスタープラン部分見直しの背景

第三次安城市都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」という。）は、20年、30年後の都市のあり方を見据える「安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「愛知の都市づくりビジョン」を展望しつつ、これから10年における都市のあり方を定める「第8次安城市総合計画（以下、「総合計画」という。）」及び「西三河都市計画区域マスタープラン」に即し、また整合を図り、よりよい都市づくりの総合的な方針をとりまとめるものとして、平成31年2月に策定しました。

都市マス策定後、本市では、総合計画の産業振興分野を補完し、既存企業の流出抑制と新たな企業誘致を進める環境づくりを目的として、「安城市企業立地推進計画」を令和3年3月に策定しました。こうした企業立地の推進については、都市マスで定める土地利用の方針等と連携していくことが重要であり、戦略的に企業立地を推進していくため、都市マスの部分見直しを図ることとしました。

2. 部分見直しの概要

「安城市企業立地推進計画」では、国道23号インターチェンジ周辺に加えて、自然災害等へのリスク分散、北部地域の企業を中心とした拡張・移転先の確保、都市計画道路の整備状況等を考慮して、「(都)安城新田線と(都)安城高浜線の結節点となる地域」及び「県道名古屋岡崎線の沿道」を産業ゾーンに位置づけています。このため、都市計画マスタープランについても、この産業ゾーンを産業系拡大市街地圏域として位置づけを反映します。

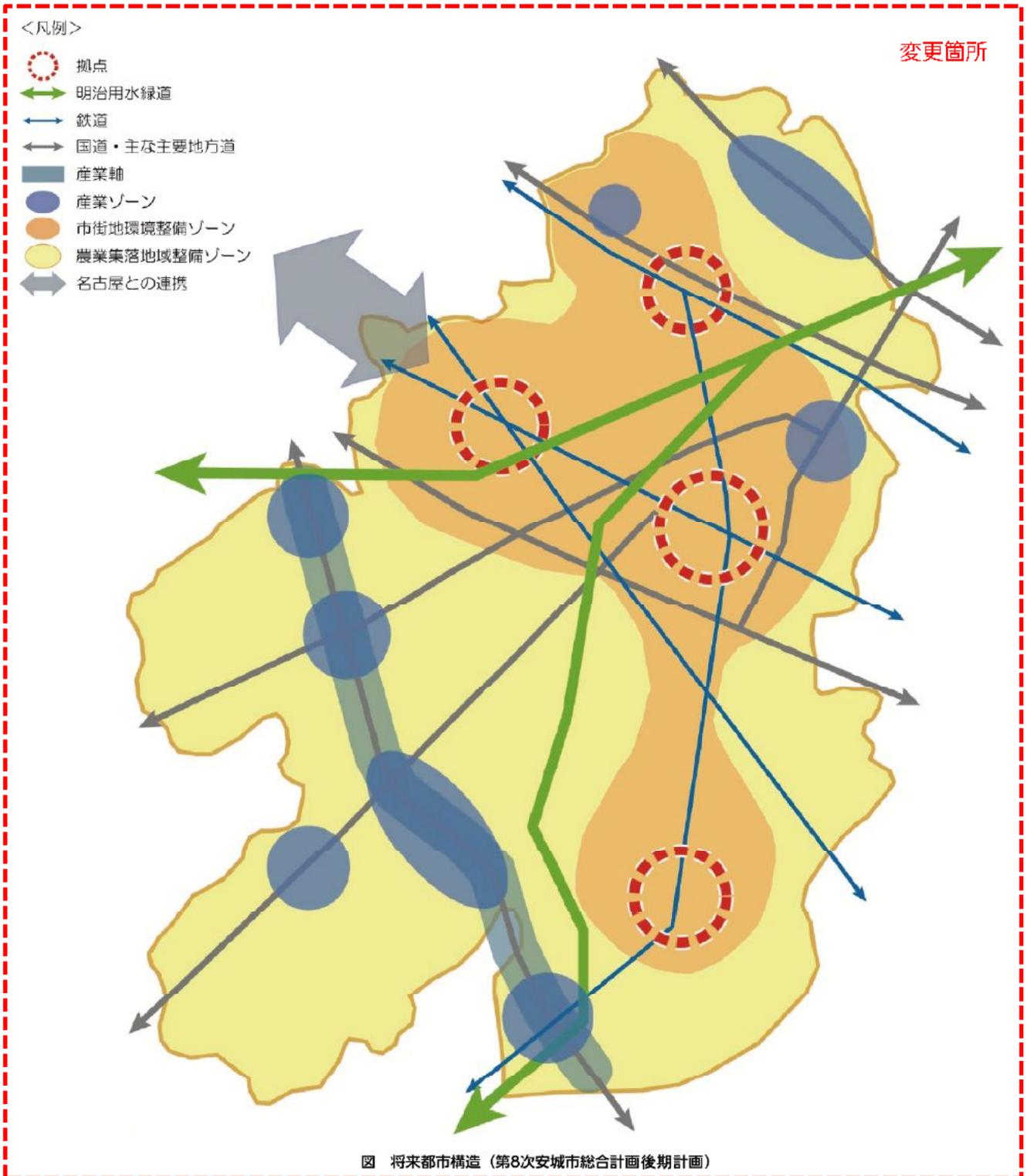
なお、今回の部分見直しは、都市マスの後に策定された総合計画後期計画（令和2年3月策定）との整合を確認した上で実施しています。

部分見直し箇所

- 本編 P.16（図 将来都市構造）
- 本編 P.18（図 20年、30年後を見据えた都市構造のあり方イメージ）
- 本編 P.20（図 土地利用構想）
- 本編 P.24（図 土地利用の形成方針）
- 本編 P.31-32（北部・新安城地域の図面）
- 本編 P.38（地域別方針の図面）
- 本編 P.55（補足2解説「安城市企業立地推進計画」「拡大市街地圏域（②産業系拡大市街地）」）



日本の人口が減少に転じる中、本市では計画期間内は依然として人口が増加する見込みです。そこで、従来から進めている「4つの駅を核としたコンパクトなまちづくりを継続して推進する」とともに、定住人口の増加につながる魅力的なまちづくりを推進するため、第8次安城市総合計画に位置づける土地利用構想を前提に20年、30年後以降の展望人口を視野に入れて、長期的な土地利用のあり方を整理します。





また、“20年、30年後を見据えた都市づくり”の展望における、マチナカ居住の誘導、さらにはマチナカ拠点形成への誘導を目指すために必要となる都市機能（＝マチナカ都市機能）は、第8次安城市総合計画の分野における目指す姿から決めました。これらの機能は、マチナカ居住誘導区域のみならず、都市、広域及び地域後背地を含む生活利便性の向上を意識したものとなり、現在もバランスよく立地している点を踏まえ、“これから10年の都市づくりにおいてマチナカ立地を維持・確保すべき機能”とします。

そしてよりコンパクトなマチナカ居住誘導と一体的なマチナカ都市機能の集積のため、これらが高度に複合化されることが必要となります。ここで、“より一層の人口の高密度化”を展望するとともに、“地域の課題解決のために必要な機能との複合化”と“都市・広域拠点にふさわしい機能集積”を図ることとします。そのため、“居住と地域で必要な機能の複合施設”と“都市・広域拠点にふさわしい広域的交流施設”が“20年、30年後を見据えた都市づくり”における誘導すべき施設（＝マチナカ拠点への誘導施設）とします。

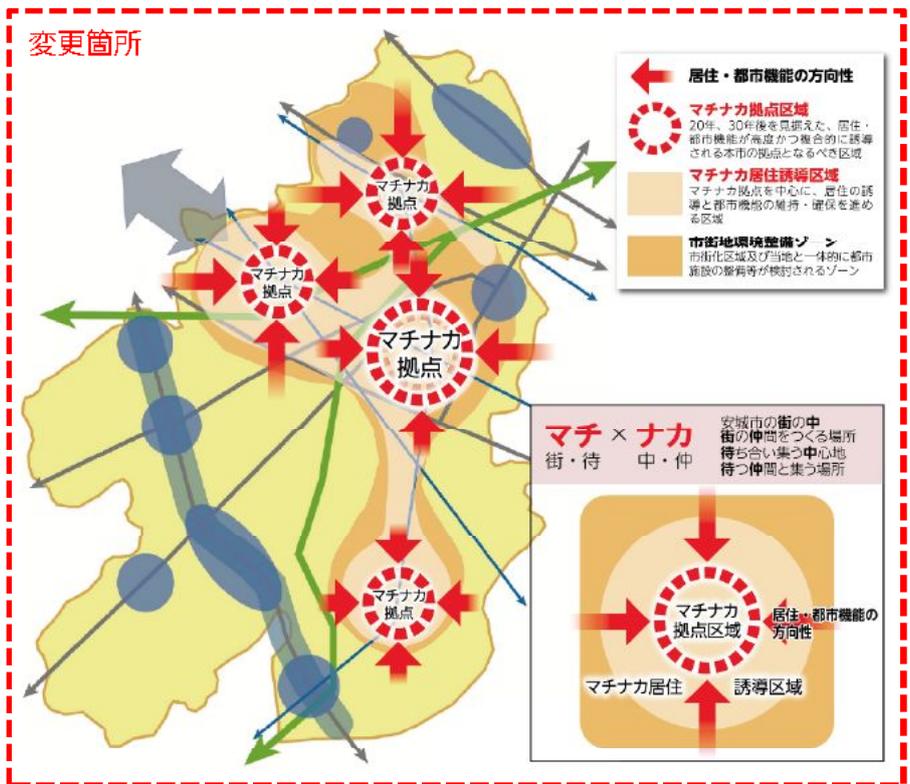


図 20年、30年後を見据えた都市構造のあり方のイメージ

これから10年の都市づくりにおいて市街地に維持・確保すべき機能。
 —医療、福祉、商業、交流、教育機能—

20年、30年後を見据え、
 地域の課題解決のために誘導すべき機能。
 —居住と地域で必要な機能の複合施設—

地域に必要な機能とは？
 ①世代構成に着目した場合、将来にわたって必要とされる機能
 ②現時点でも不足する機能
 ③点在する小規模な都市サービスを包括できる施設が立地せず、立地が必要と考えられる機能

20年、30年後を見据え、
 都市・広域拠点にふさわしい都市機能。
 —広域的交流施設—

マチナカ居住誘導区域に必要な都市機能（マチナカ都市機能）

マチナカ拠点に誘導すべき施設

図 マチナカ都市機能市街地への集約が求められる本市に必要な都市機能



以上から“20年、30年後を見据えた都市づくり”における都市構造のあり方を踏まえ、“これから10年における都市づくり”における土地利用構想を整理しました。なお、浸水の想定区域においては、洪水ハザードマップの配布等により災害に関して適切な情報の周知を行うことで被害を軽減できるため、マチナカ居住誘導区域に含めることとしています。

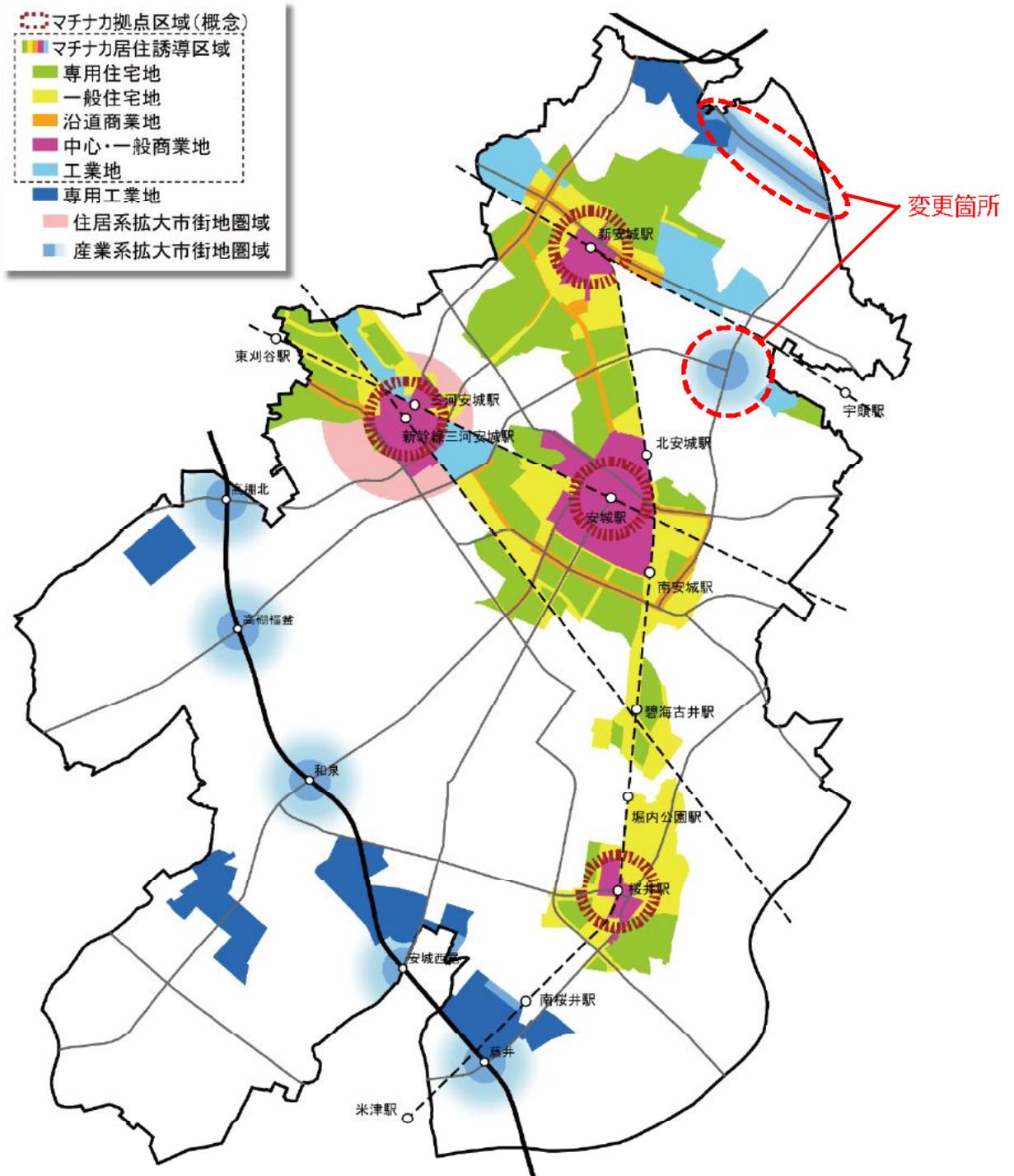


図 土地利用構想

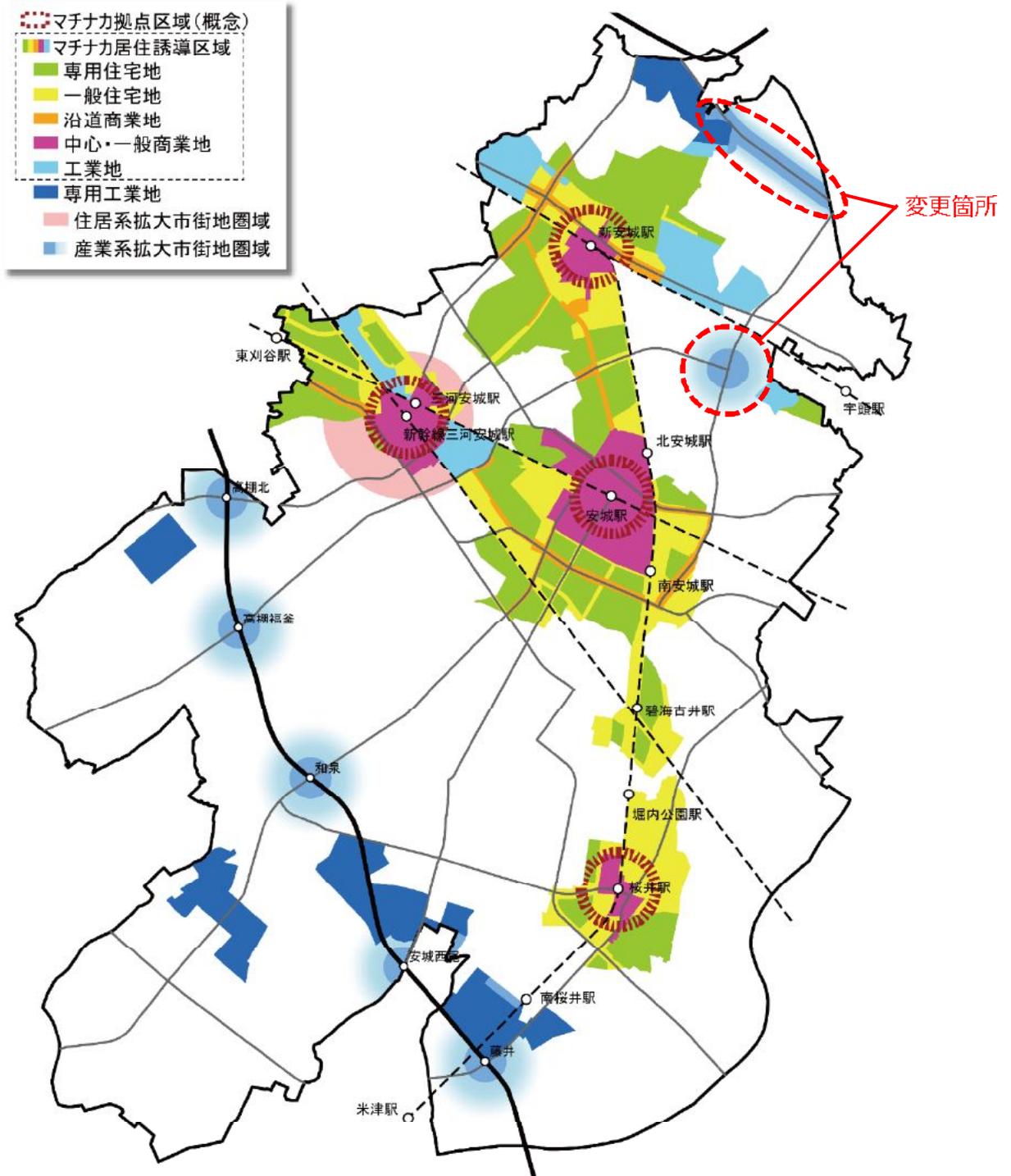
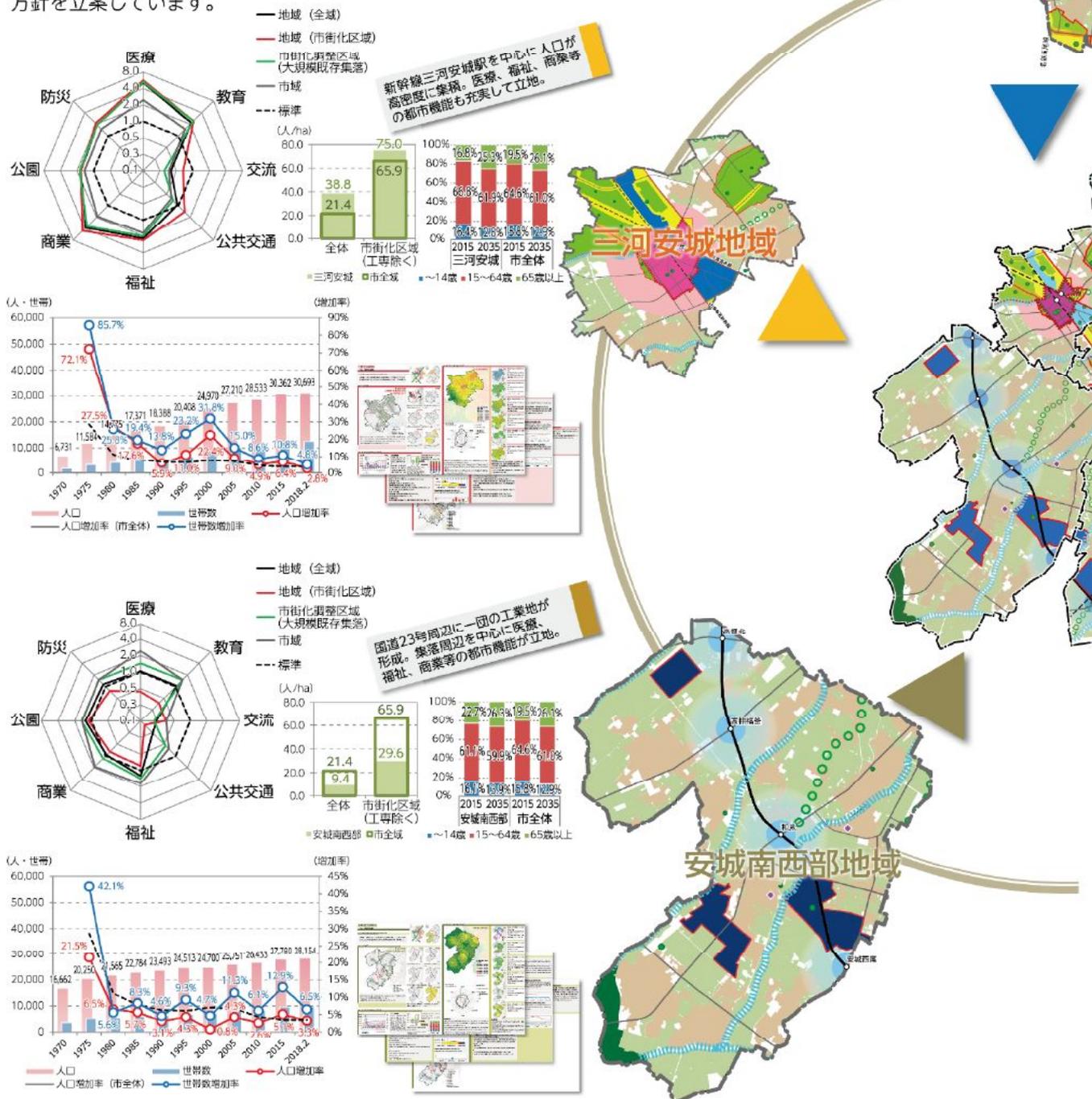


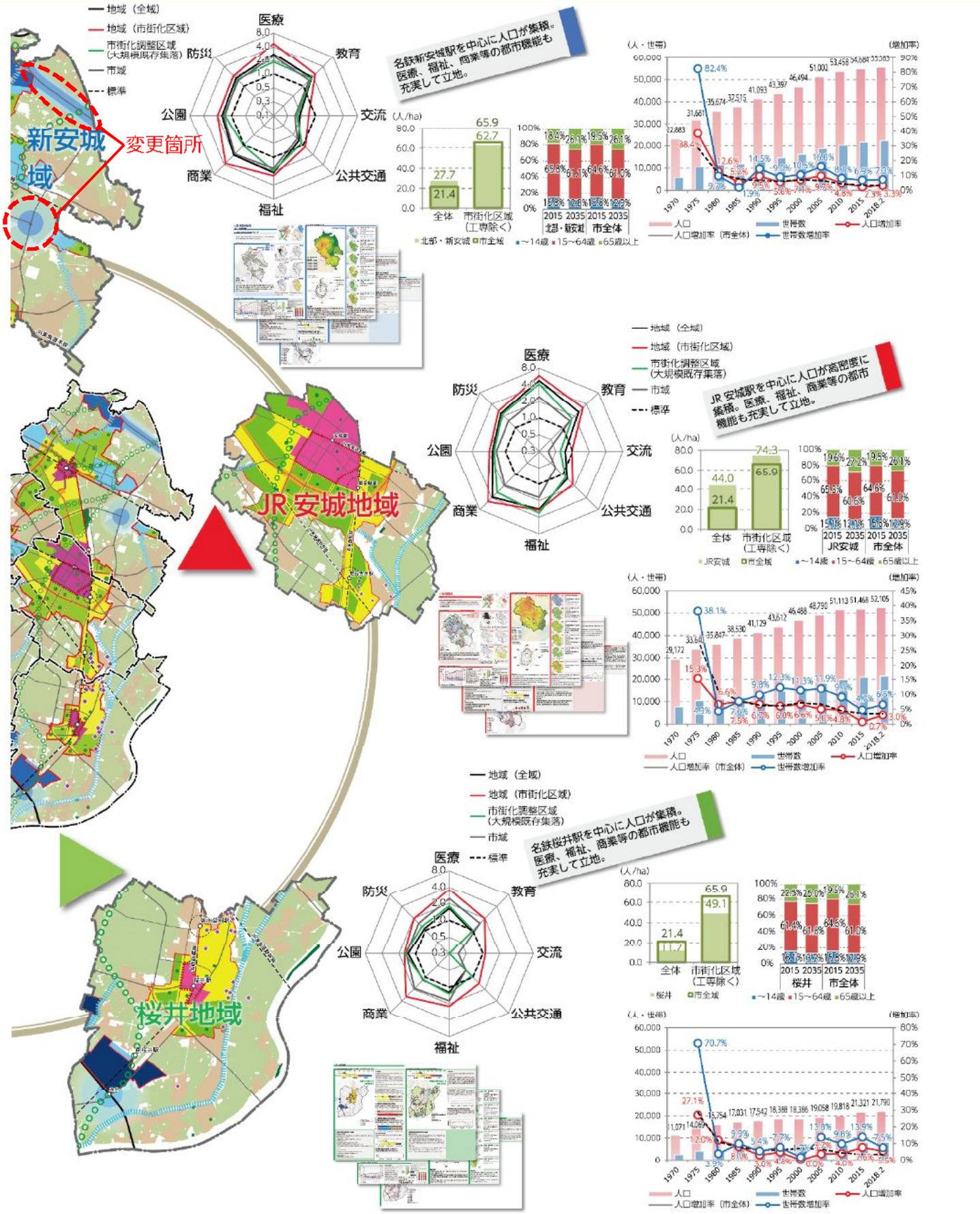
図 土地利用の形成方針

1. 地域別構想

地域別構想は、全体構想の基本目標達成を「地域づくり」の視点から実現させることを目的に策定します。地域づくりの方針である地域別構想は、本計画の全体構想、上位計画及び関連計画などにおける地域の特徴を考慮しつつ、地域が地域における強みや弱みを整理した上で、地域における課題解決のおおむねの方針となるものとして立案しました。

地域別構想においても「20年、30年後を見据えた都市づくり」の視点に立った居住・都市機能の立地方針を見定めつつ、「これから10年」の視点に立った地域の基本目標及び達成するための方針を立案しています。





(3) これから10年の視点にたった、地域の基本目標を達成するための方針

土地利用の形成など、地域における「都市の骨格をつくる方針」

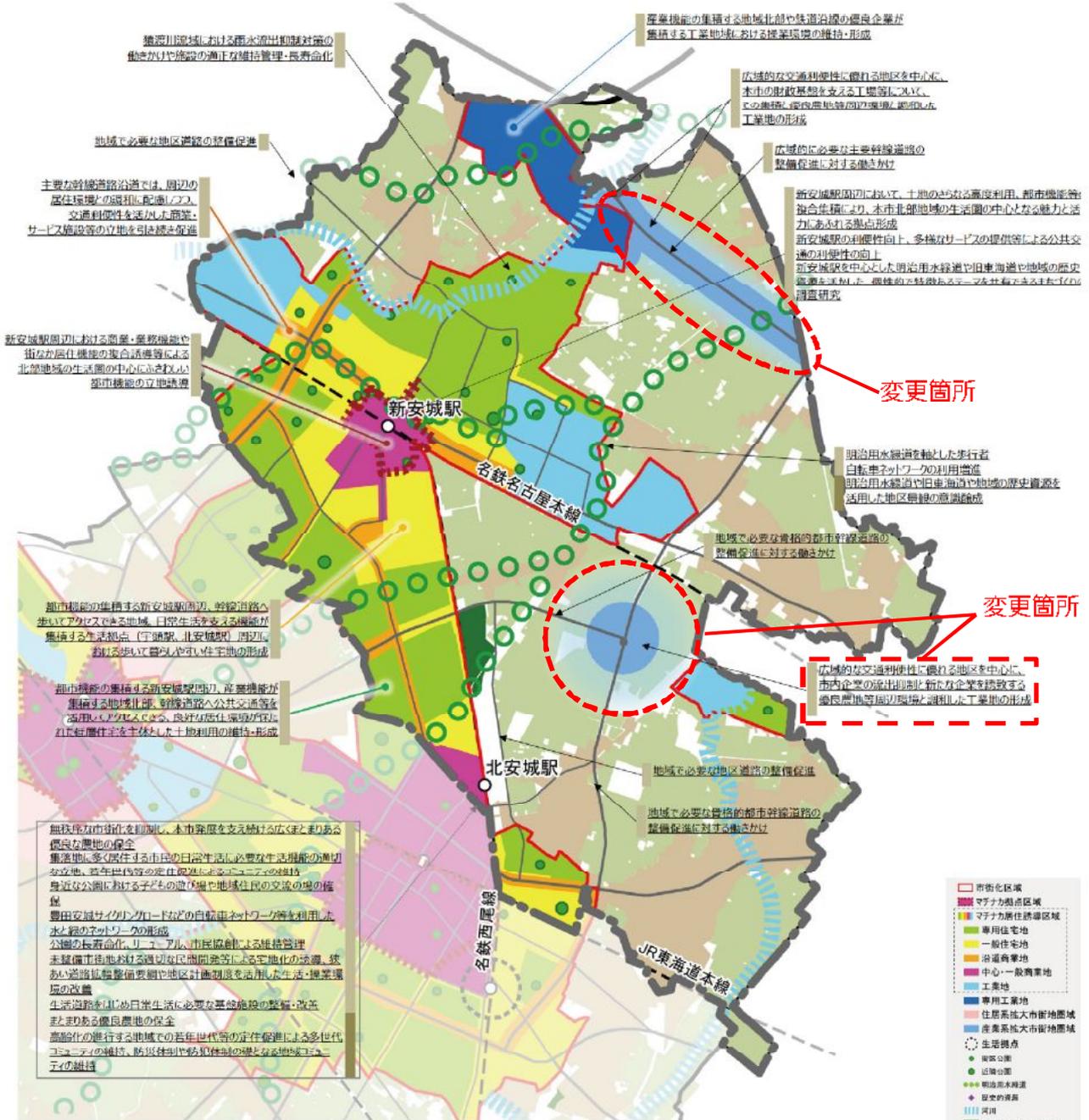
本市北部の地域拠点として地域を支える都市機能の集積を目指す名鉄新城駅周辺を中心とした、バランスのとれた居住・都市機能誘導を実現する土地利用の展開とともに、本市を支える工業地への移動等に対する利便性や地域の豊かな生活環境を創出する都市基盤の形成を図ります。

土地利用、交通体系(公共交通、道路)、都市施設(公園・緑地、下水道・河川)、市街地

景観の醸成など、地域における「快適な暮らしを支える方針」

地域に根付く旧東海道や豊かに広がる優良農地などの歴史文化資産の保全・活用や自立的なまちづくりに対する意識醸成を図るとともに、もしもの時も多世代が協力しあえる地域コミュニティの意識醸成を促進します。

景観、自然環境・都市環境、安全・安心なまちづくり



名古屋との連携強化#中心市街地拠点施設や保険センター、広域的な公園の核を自転車ネットワークなどで結んだ健康交流軸の形成#無秩序な開発を抑制、農業先進都市市民団体などと連携・協働により賑わいを創出#【土地利用、市街地】新城駅周辺地域における歴史・自然・人・産業の調和など、テーマ性のあるまちづくりの調査研究#【交よいまちづくり



あ行

愛知の都市づくりビジョン

愛知県内の各市町村、県民、民間企業等の様々な主体が取り組むべき共通の考え方・方向性を示すもので、愛知県が2017年（平成29年）に策定。

アウトカム

成果、結果。

アウトプット

出来高、整備実績。

安城市企業立地推進計画

安城市総合計画に定める土地利用構想の実現を図るため、工業用地に関する土地利用計画の指針を具体的な形として定めたもので、2021年（令和3年）に策定。

安城市地域公共交通網形成計画

安城市都市計画マスタープランにおけるまちづくりと連携した、持続可能な公共交通ネットワークの維持・活性化を図ることを目指したもので、2016年（平成30年）に策定。

安城市都市計画審議会

都市計画を定める際に、都市計画法に基づき都市計画案を調査審議する機関で、安城市都市計画審議会条例に基づき設置されたもの。

安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

安城市の現在の人口の課題を把握し、2060年（平成72年）の人口を展望した「安城市まち・ひと・しごと創生ビジョン」を踏まえ、2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）における今後5か年の目標や具体的な施策をまとめたもので、2015年度（平成27年度）に策定。

安城市緑の基本計画

都市緑地法第4条の規定に基づく市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画で、2019年（平成31年）に策定。

医療機能

マチナカ都市機能の1つであり、医療法に基づく病院、診療所のこと。

エコノミックガーデニング

地域経済を「庭」、地元の中小企業を「植物」に見立て、地域という土壌を活かして地元の中小企業を大切に育てることにより地域経済を活性化させる政策。

NPO

「Non Profit Organization」の略。「民間非営利組織」のことで、利益を得ることが目的ではなく、社会に貢献することを目的とする組織のこと。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。

オープンスペース

都市や敷地内で建物が建っていない土地や空地のことで、これらを活用することにより、賑わい創出やまちの魅力向上などが期待される。

か行

拡大市街地

20年、30年後の人口変動を展望した上で、これから10年の本市の成長（人口が伸び、産業が活況すること）を目標としたときに、現在の市街地の収容能力から今後必要と想定される市街地。種別、規模、圏域で定義される。

拡大市街地種別

拡大市街地の定義要素の1つ。住宅の用に供する土地利用を想定する住宅系（産業のうち商業含む）と産業（工業含む）の用に供する土地利用を想定する産業系の2種類で運用する。

拡大市街地規模

拡大市街地の定義要素の1つ。20年、30年後の人口変動を展望した上で、これから10年の本市の成長（人口が伸び、産業が活況すること）を目標としたときに、現在の市街地の収容能力から今後必要と想定される市街地の規模。
・住居系拡大市街地…人口変動を勘案し、今後住宅の用に供する土地利用として必要と想定される規模を約45～60haと算定。
・産業系拡大市街地…市内総生産額変動を勘案し、今後産業（工業含む）の用に供する土地利用として必要と想定される規模を約81haと算定。

拡大市街地圏域

拡大市街地の定義要素の1つ。拡大市街地規模について、種別に応じてそ

の運用を行う圏域。拡大市街地種別に応じて数値評価を行い、最も土地利用としてポテンシャルが高いと想定される地域を指定している。あくまで圏域であり、同区域においてそれぞれの拡大市街地規模を上限として運用される。

①住居系拡大市街地圏域

- ・新幹線三河安城駅南圏域…新幹線三河安城駅からおおむね1,000m以内に収まる新幹線軌道より南側の圏域であり、圏域内に収まり地形地物等で区切られる整形な土地であること。なお、平成22年策定の安城市都市計画マスタープランを根拠に平成26年度から活動する三河安城駅南地区まちづくり協議会の区域を含むものとする。
- ・新幹線三河安城駅北圏域…新幹線三河安城駅からおおむね800m以内に収まる新幹線軌道より北側の圏域であり、圏域内に収まり地形地物等で区切られる整形な土地であること。

②産業系拡大市街地

- ・IC型…高棚、高棚福釜、和泉、安城西尾及び藤井ICから250m以内の区域を圏域とする。ただし、対象ICからおおむね500m以内に収まり、かつ当該ICから250m以内の土地を含む区域も圏域とみなす。なお平成22年策定の安城市都市計画マスタープランを根拠に平成30年度までに都市計画決定した市街地調整区域内地区計画を含むものとする。
- ・専用工業地隣接型…小川南地区、藤井地区及びり里地区における専用工業地からおおむね100mまでの区域の一部を圏域とする。
- ・骨格的幹線道路結節点型…（都）安城新田線と（都）安城高浜線の交差する中心点から250m以内の区域を圏域とする。ただし、当該中心点からおおむね500m以内に収まり、かつ当該中心点から250m以内の土地を含む区域も圏域とみなす。
- ・主要幹線道路沿道型…（都）名古屋岡崎線の都市計画道路端から100m以内の区域の一部を圏域とする。ただし、当該道路端からおおむね200m以内に収まり、かつ当該道路端から100m以内の土地を含む区域の一部も圏域とみなす。

既存ストック

これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設のこと。

狭あい道路

緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路。

教育機能

マチナカ都市機能の1つであり、学校教育法に基づく幼稚園や児童福祉法に基づく保育所のこと。

協創

市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を活かして補いあい、お互いに「協」力しながら、まちやまのつがい方を「創」りあげていくこと。

共創

企業が、消費者や協力関係にある企業などと「共」に、新しい価値を持つ商品やサービスを「創」りあげていくこと。

健康寿命

人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

広域拠点

居住・都市機能を誘導すべき広域的な交流拠点

広域連絡バス

市内外を結ぶ広域的な交通基幹軸としての機能を担う路線。

高次都市機能

行政、教育、商業、交通等、住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を超え広域的に影響のある機能。

交通結節点

異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

高度利用

適正な都市整備のもとに、中高層建築物又は容積率の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。

交流機能

マチナカ都市機能の1つであり、地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設のこと。

変更箇所

変更箇所